

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名		神奈川県職業能力開発審議会条例	
条 例 番 号		昭和 44 年神奈川県条例第 41 号	法 規 集 第 7 編第 2 章
所 管 部 局 室 課		商工労働部雇用産業人材課	
条 例 の 概 要		職業能力開発促進法第 91 条第 2 項の規定に基づき、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項につき調査審議を行うための神奈川県職業能力開発審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な条 例か。)	職業能力開発促進法 7 条の規定により、都道府県は、国の定める職業能力開発基本計画に基づき都道府県職業能力開発計画を策定する必要がある、また、知事は、職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。神奈川県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）は、これらの者の意見を反映させるための必要な措置として、現在でも設置する必要がある。 また、審議会の組織及び運営は、職業能力開発促進法第 91 条第 2 項において条例で定めることとされており、本条例は、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	審議会は、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議を行うことを目的に設置されたもので、知事の諮問を受け神奈川県職業能力開発計画等を審議しており、本県の職業能力開発行政を推進する上で有効に機能している。	過去の開催状況 19 年度 2 回 18 年度 2 回 17 年度 2 回 16 年度 2 回 15 年度 3 回
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	審議会の委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者の計 15 人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	委員の人数 15 人 関係労働者代表 5 人 関係事業主代表 5 人 学識経験のある者 5 人
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	審議会を原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法 令に抵 触しな いか。)	職業能力開発促進法に基づく審議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)